日本 GlassFish ユーザー会会則

2015年9月13日 施行 2018年4月1日 改正

第1章 総則

第1条(名称)

この会は、日本 GlassFish ユーザー会という。

2 この会の英文名称は、GlassFish Users Group Japan とする。

第2条 (事務所)

この会は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

第2章 目的および活動

第3条(目的)

この会は、Jakarta EE および GlassFish 系 Jakarta EE 実装のユーザーが 集まり、互いに技術を研鑽し親睦を深めあうことを通じて、貢献することを目的とする。この会の活動主体は、会員ひとりひとりであり、会員 が役割分担しながら全員で作り上げていくコミュニティを目指す。

第4条 (活動)

この会は、第3条の目的を達成するために、Jakarta EE および GlassFish 系 Jakarta EE 実装に関する次の活動を行う。

- (1)調査研究とその振興
- (2)会報および研究成果等の刊行
- (3)文献・資料の収集および活用
- (4)講演会・講習会・展覧会・見学会等の開催、その他広報活動
- (5)外部への提言ならびに助言
- (6)内外との交流
- (7)業績の表彰
- (8)その他、この会の目的達成に必要な活動
- 2 前項の活動は国内および国外において行うものとする。

第3章 会員

第5条 (会員の構成)

この会は、この会の目的に賛同して入会した個人をもって構成し、会員の種別は、次のとおりとする。

(1)正会員

この会の目的に賛同し活動を主体的かつ継続的に行う個人

(2)準会員

この会の目的に賛同し活動を行う個人

2 第13条によって会員以外で名誉会員の称号を贈られた者は、正 会員とする。

第6条(入会)

会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事の承認を経 なければならない。

2 前項の手続きは一部または全部を電磁的方法により代替することができる。

第7条 (会費および入会金)

会員は、この会の活動に生ずる費用にあてるため、日本 GlassFish ユーザー会一般規則(以下「一般規則」という)で定めるとおりに会費および入会金を納めなければならない。

第8条 (会員の権利)

会員の権利は、次のとおりであってその者に専属する。

- (1)正会員は、総会に出席して意見を述べることができる
- (2)すべての会員は、会報の配布をうける
- (3)すべての会員は、この会が主催する活動に参加することができる

第9条(退会)

会員は、退会届を提出することにより退会することができる。

2前項の手続きは一部または全部を電磁的方法により代替することができる。

第10条 (除名・復権)

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、除名するこ

とができる。

(1)この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為のあるとき

(2)この会則に違反したとき

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

2 除名された者が再び入会しようとするときは、総会の承認を必要とする。

第11条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1)除名されたとき

(2)退会したとき

(3)会員が死亡したとき

(4)すべての正会員が同意したとき

第12条(会員資格の喪失に伴う権利・義務および納入金の返還) 会員が会員資格を喪失したときは会員としての権利を失うが、すでに 納めた入会金および会費の返還を求めることができない。

2 会員資格を喪失しても、未履行の義務は、これを免れることができない。

第13条(名誉称号)

この会の目的達成に多大の貢献をした者は、総会の議決を経て名誉会員の称号をおくることができる。

第4章 総会

第14条(構成)

総会は、すべての正会員をもって構成する。

第15条(権限)

総会では、次の事項を決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事および監事の選任または解任
- (3)理事および監事の報酬等に関する定め
- (4)活動報告、貸借対照表、正味財産増減計算書およびこれらの附属明 細書
- (5)重要な財産の取得・処分
- (6)活動計画および収支予算
- (7)会則の変更
- (8)解散および残余財産の処分
- (9)規則の制定および改廃
- (10)その他総会で決議するものとしてこの会則で定められた事項

第16条 (種類および開催)

総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

- 2 通常総会は毎年1回、活動年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

第17条(招集)

総会は、理事が招集する。

- 2 すべての正会員の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集には、2週間以前に、その会議の日時・場所および付議 事項を示し、正会員に通知しなければならない。

第18条 (議長)

総会の議長は、理事のうち1名がこれに当たる。

第19条 (議決権)

正会員は、各1個の議決権を持つ。

- 2 正会員は、書面もしくは電磁的方法によって議決権を行使することができる。
- 3 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 4 第2項、第3項によって議決権を行使した正会員は、出席とみな

す。

第20条(決議)

総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の議決権の 3分の 2以上に当たる多数をもって行う。
- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)会則の変更
- (4)解散

第21条 (議事録)

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

第22条(役員の設置)

この会には、次の役員を置く。

- (1)理事3名以上9名以内
- (2)監事1名以上2名以内

第23条 (理事・監事の選任)

理事および監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長は理事の互選とする。
- 3 理事は監事を兼ねることができない。

第24条(理事の職務および権限)

理事は、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

第25条(監事の職務および権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して活動の報告を求め、この会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第26条(役員の任期)

役員の任期は、選任後2年以内に終了する活動年度のうち最終のもの に関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第27条(役員の補充)

役員が欠けたときは、第23条に準じて補充することができる。

第28条(役員の解任)

理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

第29条(報酬等)

理事および監事は、無報酬とする。

第6章 資産および会計

第30条(基本財産)

この会の基本財産は、別表の財産とする。

2 基本財産は、この会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、総会の承認を必要とする。

第31条 (活動年度)

この会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第32条 (財産の管理)

この会の財産管理は理事が行う。

2 この会は、剰余金および財産の分配を行うことはできない。

第33条 (活動計画および収支予算)

この会の活動計画書および収支予算書は、毎活動年度の開始の日の前日までに、理事が作成し、総会の承認を受けなければならない。

第34条 (活動報告および決算)

この会の活動報告および決算については、毎活動年度終了後、理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

- (1)活動報告
- (2)活動報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)正味財産増減計算書
- (5)貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

第7章 会則の変更および解散

第35条 (会則の変更)

この会則は、総会の決議によって変更することができる。

第36条(解散)

この会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

第37条(公告の方法)

この会の公告は、電子公告により行う。

第9章 補則

第38条 (規程等)

この会則施行に必要な規則は総会の議決により定め、規程等は理事の 同意により定める。

附則

- 1 この会則は、この会が定める日から施行する。
- 2 この会の役員は、次のとおりとする。

理事

上妻宜人

菊田洋一 多田直敏

連沼腎志

監事

山田貴裕

- 3 この会則は、2015年9月13日より施行する。
- 4 この会則は、2017年4月22日より改正施行する。
- 5 この会則は、2018年4月1日より改正施行する。